

# 公正價格概念の發展

手塚 壽 郎

國家が商品の價格を勝手に指令すると云ふことは今日までに既に廣汎に行はれて來た。即ち公營企業の生産物の價格を指令することがそれであつた。然し人は此指令を問題にしなかつた。此指令は獨占者の價格指令に過ぎなかつたからである。指令さるゝ價格を不適當と思へば、買手たる民衆は買はないで濟まし得たからである。従つて國家によつて指令さるゝ價格が公正であるかの如き問題は、近頃までは表面には現はれてゐなかつた。尤も公營企業の生産物の價格と雖も、それが決定さるゝ規範には種々なるものがあり得たのであり、其或ものが國家から見て正義に合すると云ふ規範であつたことに疑が無いのであるから、價格の公正と云ふものが全然問題にせられてゐなかつたと云ふわけではない。ところが今日では、個人と個人との契約に於て定めらるべき價格が自由に國家の指令によつて定められることが普通に行はれるやうになつて來た。このことは、國家

が自らの經營企業の生産物の價格指令をなすのとは根本的に其性質を異にする。今日の場合の價格指令は正義の觀點に立つてなされる。

國家によつてなされる、今日の價格指令は正義の觀點から出づるものと解釋せらるゝ他はない。價格指令が生産物の價格に關してゐるにせよ、又は生産的用役たる労働の價格即ち賃銀の指令にせよ、何れもさうである。適正價格なる名辭を與へられようと、公定價格なる名辭を與へられようと、又は同様の名辭を與へられようと、苟しくも國家によつて又は公權力によつて指令さるゝ價格は正義の觀點から出づるものと解釋せらるゝ他はない。從來、價格は原則として個々人の間の自由なる契約によつて定められて來た。特に詐欺であるとか、著しい誤認のあるやうな場合とか、天災地變ある場合とかを除けば、國家が個々人間に於ける價格の形成に干渉することは、從來殆んど見られなかつた現象である。中世から近世の初期にかけては、多少このやうなことも行はれたかも知れない。然し中世に於ける公正價格なるものが單なる教會法學者の希望した理想價格に止つてゐたのではないのかと疑ふべき理由が充分にある。

云ふまでもなく中世の教會法學者なり僧侶達は規範としての公正價格を説き、公正價格の一種類である公正なる利子率を説いたのではあつたが、此事實と並んで、中世では此らの公正價格や公正なり利子率を無視したやうな取引が愈發達した。此矛盾は如何に説明せらるべきであるか。公正價格は畢竟道德的規範に過ぎなかつたのではなからうか。商法の中世の起源を研究した獨逸の學者らは教會法學者らの公正價格論を實在とは別な

規範に過ぎないと解釋してゐる。換言すれば此ら獨逸の學者らは中世の公正價格論を、知識階級の思想であり教會や大學の中に發展した規範論に過ぎないと見てゐる。それは“toile d'araignée du cerveau”<sup>1)</sup>と云へ云はれた。<sup>1)</sup>殊に Eudemann の如きは、「教會法學者の學說と教會法との實際上の効果を過大視すべきではない」と注意さへしてゐる。<sup>2)</sup>私は、中世に價格が公權力によつて定められたことのあるのを否定するわけではないが、此事實が必ずしも重大ではなかつたと考へてゐる。中世に於ける價格公定の事實を可成り重大に見てゐるタアルドさへも次のやうに云つてゐる。「吾々に對して人は云ふであらう、『教會法學者の掟、教會法學者が特別な概説書なり神學大全で説いてゐる説は畢竟神學者の説に過ぎないのであつて、従つて僧侶に向つて説かれてゐるものに過ぎない。此説は一般社會生活のそとにある。例へば聖トーマスの神學大全は、*confession* の困難な場合に於て僧侶の意識に光明を投ずべく此ら僧侶によつて用ひらるべきを目的とした概説書である』と。これは或程度まで當つてゐる。教會法學者が説いた教へは市民法に直接に作用しようとしたものではなく、立法のモデルとして、姿見として、例として現はれたに過ぎない。聖トーマス自らさへも、市民法は重大な背信虚偽を阻止しようとするだけに止り得た、例へば賣買の取消には契約金額の二分の一以上の損害を必要とするとなすだけに止り得たと云つてゐる。従つて教會法は或程度まで意識に關する立法 (*une législation de la conscience*)<sup>3)</sup>である。<sup>3)</sup>」かやうに見らるゝ限りに於て、價格公定の事實は中世に於て必ずしも重大であつたと云へ得ない。資本用役の價格たる利子率の最高の公定だけが中世以來近頃まで價格公定の最も重大なものであつた。重商

主義の時代には主として産業保護の立場から此公定が行はれ、近代に至つては弱者の保護の立場から此公定が行はれたことは周知の如くである。フランスについて見ると、一七九三年四月十一日に金銭貸借の絶對的自由が認められたが、一八〇七年九月三日には再びそれに制限が付せられ、一九一八年四月二十日に至つて五年間金銭貸借の自由が認められ、それが永久的なものとなつて今日に及んでゐる。従つてフランスでは微利の自由は極めて新しい事實である。英國にては、一五四五年利子は最高一〇パーセントを超ゆることを得ずと定められ、其後數回の變遷を経て一七一四年に、最高五パーセントを超ゆることを得ずと定められた。一八五四年には利子の制限に關する一切の法令は廢止された。然し Common Law の法理に於ては、契約の取消の原因として Undue Influence を認められてゐるが故に、利子制限法の廢止後は裁判所は Undue Influence の存在を理由として、高利の弊害を救つた。一九〇〇年には Money Lender Act が制定されたが、其第一條に於て、裁判官は不當なる高利契約を相當な利率にまで引下げ得る權能を與へられてゐる。

かくの如く生産的用途の價格たる利子の率を公定すると云ふことは一般に行はれては來た。然しこのことは寧ろ詐欺的な或ひは非道な原因によつて成立した價格への公權力の干渉であつて、之を價格に對する公權力の一般的干渉と見ることは出來ない。従つて此一般的干渉は比較的最近の事實であると見てよい。即ちそれは第一次世界大戰頃からの事實であると見られてゐる。けれどもかゝる干渉をなす公權力の定むる價格の根底たるべき公正價格のイデオは、經濟思想の起つて以來、即ちアリストテレス以來存在してゐる。また公權力の

干渉の無い價格こそが公正價格であると云ふイデオイサへもあつたのである。

アリストテレス以來存在してゐる公定價格のイデオイサは如何なるものであるか。それは常に同じものであつたか否か。其吟味こそ此稿が目指すところのものである。

公定價格、*Just Price; prix juste; der gerechte Preis*と云へば、敢へて註釋を加へるまでもなく、正義 *Justice* に合致した價格である。けれども此場合の正義とは何を意味するのであらうか。實は經濟上での正義の理念は場合によつて著しく異なるものであることはデイドが云ふが如くである。「パスカルは云つた、ピレネエの此方で眞理たるものも、其の彼方では誤謬であると。眞理であつても様々なアスペクトがあるわけである。尤も眞理の場合には、此らアスペクトの相異は人々の知識の完全でないことの結果であり、あるがまゝに事物を見ることが出来ない」と云ふ人の *vision* 混亂を示すものでしかないと吾々は考へねばならない。ところが正義の理念の場合には、吾々は正義の種々なる標準を考へ得るのであり、而もそれら各標準の正義の間に矛盾が無いことを考へ得るのである。だからこそ經濟學者は、交換に於ける正義 (*justice commutative*) と分配の正義 (*Justice distributive*) —— 後者は富の分配を支配する —— とを區別してゐるのである。それどころか、後者にあつてさへも、*A chacun selon son travail, à chacun selon ses mérites, à chacun selon ses besoins.* の何れを採つて原理とするかに従つて、種々なるアスペクトがあり得る。然らば公正價格の場合にはどうか。……人々があらゆる時代を通じて交換の正義を *apprécier* するために用ひた標準は、*Egalité* であつた。これこそは、即ち *la*

*justice réalisée par l'égalité*”こそは、人間の精神に現はれ得る最も簡單にして明瞭な原理である。このことは全く眞であつて、最も不公正なやうに見える致富の方法さへも、平等と云ふアスペクトの下に現はれてゐる場合には、人間の眼には公正なものとなつて顯はれるのである。例へば富籤によつて富を得ることほど不公正なことはないやうである。併し抽籤によつての富の獲得ほど、人の羨望を惹起しないものはない。民衆の聲は、一生涯にわたる労働によつて獲得せられた富に對してよりも、或ひは學者の發明によつて獲得せられた富に對してよりも、或ひは幾世代かにわたる祖先からの貯蓄によつて集積された富に對してよりも、寧ろ富籤の偶然によつて得られた富に對して寛容である。これは何故であるか。労働や才能や相續は必ずしも總ての人の事實ではあり得ざるにも拘はらず、富籤はチャンス<sup>5)</sup>の絶對的平等を提供してゐるからである。誰人も羨望しない、なぜなら各人は『自分も幸運をつかみ得たかも知れない、同じチャンス<sup>5)</sup>を有つてゐたから』と云ふからである。』概括的に云へば、デイドの此言葉の如く、正義は、經濟上に於て、平等を意味してゐたやうに思はれる。アリストテレスに於てさうであつた。中世の神學者、教會法學者に於てさうであつた。賣手の提供するものと買手の提供するものとの間に *egalité* 何のエガリテであるかは後に吟味する所であるが——がある場合に正義があり、かやう正義を實現せしむる價格が公正價格と考へられてゐた。従つて中世の學者の公正價格の概念のうちには、當時存在した社會階級の維持と云ふ動機が多少あつたにせよ、中世の學者の公正價格の概念もアリストテレスの公正價格の概念も極めて個人主義的概念であつたに過ぎない。然るにフィジオクラットや

古典學派になると、公正價格の概念は一見個人主義的な様相を呈しながら、需給が適合せしむる均衡價格こそ公正價格であるとせられたがために、もはや單なる *egalite* と云ふ標準から發展して、社會の需給の適合と云ふ標準になつたわけで、或意味に於て社會的なものとなつて來た。最近に於ける公正價格の概念は愈此社會的立場によつて基礎付られるものであり、もはや昔日の *egalite* と云ふやうな標準から解放せられてゐなければならぬ。私はこゝでかくの如き見方に立つて、公正價格の概念の發展を辿り、進んで我現在の公正價格が果して此發展の傾向に沿つて形成されてゐるか、それとも未だに昔日の *egalite* の標準に基いて形成されてゐるかを吟味して見たいと思ふのである。(此後段の叙述は他日に譲らねばならない。)

- (1) Ashley, Histoire et doctrines économiques de l'Angleterre, t. 2, p. 434.
- (2) Endemann, Studien in der romanisch-canontischen Wirtschafts- und Rechtslehre, B. II, SS. 22—23.
- (3) Alfr. de Tarde, L'idée du juste prix, p. 21.
- (4) P. Reboud, Précis d'économie politique, t. 2, p. 528.
- (5) Gide, Formation et évolution de la notion du juste prix, pp. 4—5.

## 二

科學史や科學に於けるイデオの歴史にあつては、例外無く古代希臘が第一にあげられるのであるが、經濟學に關する限り、古代希臘は一般的には著しく重要な地位をもつてゐるとは考へられない。このことは古代希臘

に經濟問題が深刻に迫つて來てゐなかつたのに基くのであるが、そのことがまたいくつかの理由によつて説明せられ得るであらう。だが特に、古代希臘では生産の現象が第二次的重要性しかもつてゐなかつたこと、及び交換が著しく限られてゐたことによつて説明される。古代希臘の經濟思想に深い研究をなした Sourchon は、それに就いて二つの理由を擧げてゐる。「先づ第一に、總ての社會現象のうちで、經濟學が研究するのは、其らの性質上、國家の行動に最も外的なものである。従つて自ら、全く政治的側面から社會學に引きつけられて行つた人々には、經濟秩序の關心は第二次的に過ぎなかつた。第二に、政治思想のほかで、アリストテレスやクセノホンの注意を慥かに逃れてゐなかつて諸事實は、彼らの書きものが作られた當時には未だ存在しなかつた。十八世紀の人々が經濟學に決定的な推進を與へたときには、彼らは自らをめぐる生活によつて促されたのである。佛蘭西では瀕死の農業が、英吉利では新興の工業が共に等しく重商主義の立法のために苦悶してゐて、救ひの主たる理論家を呼んでゐた。J. Law の經驗は、當時まで氣付かれてゐなかつた或大なる力の威力とまた危険とを明らかにしてくれたし、他方封建制度の殘物は所有權全體を危険なる地位に置き、封建制度を攻撃する論議に道を開いた。然るに古代希臘にはこれらに比較し得るやうな時期が無かつた。戦争は戦利品と奴隸を齎らしてくれて、富の大なる給與者であつた。勿論これと反對に戦争は荒廢を伴ひ、賠償を伴ひ、従つて貧窮の給與者であることもあつた。後に明らかにするやうに、古代希臘に於ては、眞の生産現象は社會的存在の第二次なものにしか過ぎなかつた。然らば此希臘人から、彼らの住んでゐた環境によつて蔽はれてゐた科

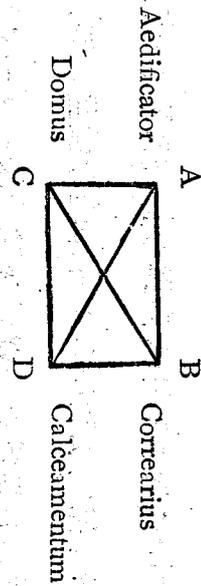
學を如何にして期待し得たであらうか。<sup>1)</sup>けれども、「このやうな見方に過大の重要さを置くべきではなく、經濟學說の形成への希臘哲學者の貢獻は重要では無かつたと結論すべきではない。<sup>2)</sup>」特にアリストテレースの公正價格論に於てさうである。アリストテレースの經濟思想は周知の如く如何なる經濟學史の第一頁にも叙述されるゝ重要さを具へてゐるのであるが、彼の公正價格論に至れば、此價格論の發展史上極めて重要なる地位を占むる中世の神學者教會法學者の公正價格論はアリストテレースのそのの解釋に終始したと云ふ意味に於て、彼の他の經濟諸學說以上に重要なるものである。

アリストテレースは問題を公正價格として提出してゐるわけではなく、交換に於ける正義、今日の言葉で云へば交換の正義 *justice commutative* として提出したのである。而して此問題は主として *Ethica Nicomachea* に於て取扱はれてゐる。それはよると、交換の正義は交換せらるゝ物が相等しいことを要求する、此場合の相等しいとは次のやうに解せられねばならない、私が靴と小麥三升とを交換したとすれば、此小麥三升が私に對してある状態は靴が此交換の相手方に對してある状態でなければならぬと云ふのである。而して此状態をアリストテレースは利潤も無ければ損失も無い状態と見てゐたやうである。利潤も無ければ損失も無い状態とは、交換を行つた後に各交換者が交換前と同じ状態にあることを云ふ。(Après compensation opérée, chacun se retrouve précisément dans le même état où il était auparavant.)<sup>3)</sup> 然し解釋の正確を期する爲めに、當面の問題に關係あるテキストの部分の詳細に譯出して見る。「ピタゴラス派の學者らは正義を定義して *un exact retour*

(正確な相互的報酬)と云つたやうに、正義とは相互互惠 *reciprocité* に他ならないと考へる人々がある。けれども共相互互惠は分配の正義に適合しないし、また懲罰上の正義にも適合しない。……だが交換に關しては、總てを支配してゐるものは實に、*reciprocité* と吾々が呼ぶところのものであり、亂暴な平等の報償ではなく、等價値の報償 (*un retour par equivalence et non pas égalité brutale*) がそこに無ければならない。まことに、社會の繫帶は行爲の相互互惠である。人は惡に對しては惡を返還せんとするものであり(これが不可能な場合には奴隸状態があると信ぜられてゐる)、善 (*le bien*) に對しては善を返還せんとするものである(これが不可能な場合には交換が無いであらうし、交換が無ければ、社會はあり得ない)。……ところで *retour par equivalence* と呼ばれる報償を構成するものは、「幾何學者の表現を用ふれば」對角線による結合である (*Proportionate return is secured by cross-conjunction*)。並行四邊形ありとし、其Aは大工を表はし、Bは靴屋を、Cは家屋を、Dは靴を表はすとす。大工は靴屋から彼の勞働の生産物を受け、その報酬として自らの勞働の生産物に參與せしめる。ところでもし一方人が等價値を決定し、他方報償が行はれたとすれば、其結果は私が呼んで等價値の相互互惠 (*reciprocité d'équivalence*) と言つてゐる所のものである。然しもし此ら二つの條件が充されないとすれば、此關係のうちに平等も無ければ、安定もない、なぜなら一方の勞働は他方の勞働より大であり得るからであり、従つて生産物が平等化されねばならない。(註) 他の職業に於ても同様である。もし生産者が生産する所のもの(量と品質)を消費者が夫々の仕方で同じ量と品質とで報償するに非れば、職業は成立つて行くことが

出来ぬ。かくして、商業は例へば二人の醫師の間にあるのではなく、醫師と農夫の間にあるのである。「一言にて盡せば異なる職業の者の間にあるわけである。だから此らの者の間に豫めの平等を樹立せねばならぬ、云はば等しくは無くして異なる總ての物の間に平等を樹立せねばならない。」

(註) 並行四邊形を用ひてアリストテレースがなした説明即ち *figura proportionalitatis* を Albert le Grand, de Bollstadt (1193—1280) が圖示して次のやうなものとしてゐる。



交換の正義がアリストテレースに於て交換の平等を意味してゐたことは、彼のテキストから極めて明瞭であるが、*reciprocité d'équivalence* とは何を意味したのであつたか。それが等価値の相互的報償を意味してゐたことだけは明らかであるが、如何なる價值が等価値にあらねばならぬと云ふのであか。「等しからずして異なる物」の間に平等を樹立すると云つたところで、其平等は何の平等であると云ふのか。これに對するアリストテレースの説明に重大な混亂があつたことは否定せらるべくもないやうである。アリストテレースは右に私が引用した個所に續けて次のやうに云つてゐる。「だから交換せらるゝ總ての物を互に比較せしめる方法を見出さねばならぬ。此役割をまさしく果すものは、媒介名辭 *moyen term* たる貨幣である。貨幣は總てを測定し、

大小の差を決定する。例へば幾何の靴が一家屋なり又は或食物の一定量に等價であるかを貨幣が決定する。故に靴屋と大工との間に吾々が置く所の差異によつて、一家屋又は小麦の一定量に對して幾何足の靴を要するかと定まつて来る。此等價關係が定められざる限り、交換も無ければ、従つて社會もない。然し此らの生産物が或仕方で平等でなければ、等價はあり得ない。」此説明によつて意味せしめられたものは極めて不分明である。貨幣が、等價と云ふ場合の等しい價値を測定するに役立つてゐる意味でもあるやうである。即ち價格が相等しいと云ふことが等價關係とあるかのやうである。然らば總じて交換は等價關係に於て行はれ、總て行はれた價格は公正であることゝならう。然し短い此引用のうちさへ、靴屋と大工との間に差異を置かねばならぬと云ふアリストテレースの考が生きてゐるのである。靴屋なり大工なりの間に比例を設けよと云ふのであるから、貨幣のみでは彼は問題を解決することが不可能であることを知つてゐたのであらう。彼はたゞ靴屋の勞働なり大工の勞働なりの間に大工の品位を保持しようとしてゐたのかも知れない。

ところが右の句に續いて次の説明がある。

「故に先に述べたやうに、總ての物に對して唯一の尺度が無ければならぬ。實際に於ては此尺度は、總ての交換を支配する欲望である。人々が何らの欲望をもつてゐなかつたと假定したら、又は彼らの欲望が異つてゐないとしたら、彼らの間に交換は無いであらう。然るに人々の合意によつて、欲望に代つて貨幣が置換へられた。」此「人々が何らの欲望を……」の以下の意味は、共通な尺度は貨幣であると云ふやうにも見え、こゝでもまた

等價值關係は價格の等しい關係に過ぎぬやうにも見える。然しそれが無意味であるのは再び言ふまでもない。さうだとすると、此一節の意味は寧ろ前段に置かれねばならない。欲望こそが共通の尺度であり、等價值と云ふ場合の價值も結局欲望に他ならないことがそこに意味せられてゐるのではなからうか。このやうな解釋からすれば、交換者は夫々交換して得たる財貨について同様を感じるべきとき即ち同様の満足を感じるべきとき、等價值關係が現はれると云ふことになる。交換に於て、自ら所有してゐる量を増加も減少もしない場合に損失も利潤もないのであつて、交換の正義は其場合にあると云つたところで、所有物の種類と量とが交換の前後に於て異なるに至るべきは交換の本質から當然に來るのであるから、先にも引用した此叙述の意味がテキストの文字通りに解釋せらるゝことは絶対に出來ぬ。私の此稿は學說史的詮索を目的とするのではないから、福田徳三博士が「厚生經濟學」に於てなされたやう詮索をなさないが、アリストテレスのテキストは文字通りに解釋せらるゝ限りでは、支離滅裂な内容をもつてゐると云はねばならぬ。従つて等價值を犠牲即ち生産費の等しいと云ふ意味に解釋することも出來れば、欲望の等しいと云ふ意味にも解釋することも出来る。

實はかやうな支離滅裂をアリストテレスのテキストが包藏してゐたがために、彼の交換の正義論即ち公正價格論——公正價格などの表現を用ひてゐないにせよ——は、後の公正價格概念に少くとも二大潮流を生ぜしめたのであつた。アリストテレスのテキストでは、私が欲望と譯してゐる語はクレエア (Xpeia) となつてゐるが、中世の或學者は是を *indigentia* と譯出して、等價值を此意味の方向に解釋して行つたし、又或學者は交

換の前後の状態が同じでなければならぬと云ふ文字を他の方向に解釋して行つた。モトランが云つたやうに、「アリストテレースが用ひた言葉が彼の心では正確に何を意味してゐたか、その正確な意味自體は後世の公正價格の概念の發展の上に何らの影響も及ぼしてゐないのである。この發展の上に影響を思はして行つたのはアリストテレースの公正價格概念 (l'idée) では無くして、彼の原文 (le texte) であつたのだ。」

私は公正價格の概念の發展をアリストテレースから出づる二つの方向に於て追求することをこゝでなすのはあるが、然しそれにも況して、公正價格の概念が個人の間正義と云ふ言はず個人主義的概念から徐々に社會的正義觀に支配された概念に變化して行く概觀を目指してゐる。前の意味での發展史は既に幾つかの勞作を生み出してゐるのではあるが、後の立場からの發展史は殆んど私の眼の觸れてゐない。

アリストテレースの交換の正義觀即ち公正價格論は如何なる性格をもつてゐるであらうか。交換の正義が無ければ社會はあり得ないとさへアリストテレースは云つてゐるから、彼の公正價格論に社會的立場が全然缺除してゐたなど、私は決して言ふわけではない。極端に個人的立場に立つと云はれる思想にしても、社會的立場を全然含めてゐるものは殆んど例がないであらう。だからアリストテレースの公正價格觀と雖も此例外をなすものではない。然し、*reciprocité* とか *égalité d'équivalence* と云ふ場合には、交換者の立場に於て正義が考へられてゐる。勿論「*reciprocité* なければ、社會はあり得ない」とさへアリストテレースは云つてゐるから、*reciprocité* は社會的立場に於て考へられてゐたと見られ得るのではあるが、大體に於てこれが個人の立場に於て

考へられてゐることは、確かである。交換で提供する価値と受ける価値とが相等しい事實が假りに *reciprocité* であるとして、これは個人の給付の *égalité* を基調にしてゐる。これだけを見ると、私の解釋の意味が不明瞭に見えるが、これと現に吾々が眼前に見る公正價格の現はれである公正價格のイデオとを比較すると私の言はんする意味が明らかになつて来る。現實に吾々は或商品に對しては公正價格を無視して高い價格を支拂ふ事實を見てゐる。單に個人的觀點からは、高い價格が支拂はれても、*reciprocité* が失はれたとも考へられない。にも拘はらず日本全體の立場からは公正價格に於ける賣買が要求されてゐるのである。個人主義的立場からは、公正價格とは異つた價格こそが公正價格のイデオになり得るのではないかと思ふ。このやうな觀點から見ると、アリストテレスの公正價格論は殆んど全く交換者の立場から見ての公正即ち交換者に於ける *reciprocité* を基礎してゐることに盡きてゐるのであつて、個人主義的色彩をもつものとせられねばならない。

- (1) Aug. Souchon, *Les théories économiques dans la Grèce antique*, p. 21—2.
- (2) *Ibid.*, p. 22.
- (3) Aristote, *Morale à Nicomaque*, Livre V, chap. 4. 英譯は「Therefore the just is intermediate between a sort of gain and a sort of loss, viz. those which are involuntary; it consists in having an equal amount before and after the transaction.」となつてゐる。
- (4) Aristote, *Ethica Nicomachea*, Livre V, chap. 5. *ニキムンディン* Gemähling, *Les grands économistes*, pp. 12—13 を用ひ、傍ら Ross の英譯を参照した。

- (5) Gemähling, Les grands économistes, p. 14.
- (6) Gemähling, Les grands économistes, p. 14.
- (7) Morand, La théorie psychologique de la valeur, p. 85.

## 三

アリストテレスの公正價格論に次いで學說史上重要なものが十三世紀以後の神學者教會法學者の公正價格論であることは周知の如くであるが、此ら二つの公正價格論の間にはキリスト教の影響の出現があり、ローマ法のあつたことを忘れてはならない。ローマ法に於ける *justo pretio* の概念が直ちに公正價格の概念に連ると云ふ意味に於ては、然し前者の概念のうちに、後の公正價格論に影響する何ものかあつたと云ふ意味に於て、其の存在を忘れてはならない。Polier は此ら二概念の關係を否定する態度に出でつゝ云つてゐる。「公正價格の概念は、眞實價格 (*vraie valeur*) の二分の一の瑕疵を理由として賣買契約の取消を許した Diocletien のローマ法改革の或意味に於ける發展であつたと信ずる人がある。たしかに、其處には公正價格への接近の第一歩がある。……然し新しい理論「公正價格論」が Diocletien の立法の精神の中にあるとしても、此新しい理論がローマ法から端を發したものであり、此連續であるとは、正當には言ひ得ないと思ふ。吾々は公正價格論を Diocletien 法の法文から導き出すことも不可能であるし、また其解釋からも導き出すことは不可能であ

る。周知の如く、ローマ法では詐欺手段が用ひられざる限り、契約の締結は全く自由である。此善意の缺けてゐる場合を除けば、人は、價格が果して眞實價值即ち市場の形勢なり共同の評價 (estimation commune) なりから生ずる眞實價值を表はしてゐるか否かを知らうとは尠しもしてゐなかつた。ローマ法には、經濟についての道德觀とか公正觀とかは無かつたのである。……公正價格のオリジンはローマ法のそとに求むべきであらう。實際は、公正價格論はローマ法に對する反動の結果である。<sup>1)</sup>「けれども Alfred de Tarde は極めて微かにではあるが、二者の間に多少の關係の存在を認めようとしてゐる。<sup>2)</sup>」

だが何ものにも況して中世の神學者や教會法學者の公正價格概念を決定付けたものは、アリストテレスの交換正義論であつた。このことは多少の理由が存在するやうに私は思ふ。人も知るやうに、知識の領域に於ては歐洲では十三世紀に重大な變化が起つてゐるのであるが、此十三世紀頃からアリストテレスの影響は經濟問題に關して顯著となつてゐる。他の學問領域に於ては、アリストテレスの思想はこれより遙か以前にアラビヤ人を通して中世に傳へられてゐたのであらうが、アリストテレスの經濟思想を盛るところの「ニコマホスの倫理學」及び「政治學」は十三世紀に入つて漸く中世に知られたのであつた。而して此前後には、アリストテレスのあらゆる思想は模倣し解釋せらるゝ程度を越えて模寫されてゐたと言つても過言ではない程である。此模寫は當時の人々が熱狂的にアリストテレスを讀んだ結果であらうが、何ものも無かつた當時の思想界にアリストテレスが貪り讀まれたことは不思議ではない。中世の人々に對しては、アリストテレスのう

ちに含まれた廣汎な知識は、人間の知識が達し得る最高のものであつて、従つて彼らの野心の一切は、何らの疑義も無いやうにアリストテレースのテキストを解釋するにあつた。當時の學者の最も重大なる仕事はアリストテレースの註釋であつたのである。<sup>3)</sup>このやうに私が言ふ意味は、勿論、中正の公正價格論がアリストテレースのテキストの註釋から起つてゐると言ふのではない。此註釋が中世の公正價格論の内容に著大な影響を及ぼしてゐると言ふに過ぎない。

中世の公正價格論は大體がアリストテレースのテキストの註釋なのであるから、論理的に透徹したシステムを成してゐた筈はないのであるが、然し十五世頃から、殊に十六世紀頃から稍まとまつた論理的なシステムを成してはゐる。十六世紀頃になれば、契約、賣買、利子に關する無数のモノグラフィが出て、それらが統一性を帯びるやうになつたが、こゝに達するまでには、徐々なる經過を歩んでゐる。

公正價格を論じた中世初期の人は Raymond de Pennafort (1175—1275) であり、Saint Albert le Grand, de Bollstadt (1193—1280) であり、後には聖トーマスである。けれども Raymond de Pennafort は公正價格論に『longs développemens』を興へたのではなく、<sup>4)</sup>こゝで取り上げらるべき最初の人は Albert le Grand である。Albert が公正價格を論じたのは「倫理學」の第二卷第五編に於てであり、アリストテレースの如く交換の正義を論じ、比例的相互互惠 (reciprocité proportionnelle) を論ずる。彼は之を新しい語 (此語は聖トーマスによつても用ひられる) *contrapassum* で表はした。交換に於ては、各交換者は、相手に感ぜしむる所のもの即ち *con-*

*tra pati* を自ら感じなければならぬ。故に比例的相互互恵は *communicativi* と稱せらるゝ契約に於ては正義の形態であると云ふのである。そして彼は此倫理上の方式から *figura proportionality* なる圖を案出した。本稿の第二節の附註に示して置いたものがそれである。其圖は對角線に沿ふて讀むべきであつて、直線的に (*rectement*) 讀むべきではない。而して比  $A:D$  は比  $B:D$  に等しく無ければならぬ。其意味は必ずしも明瞭ではない。恐らく  $A$  と  $D$  即ち大工と靴の間の關係と全く同じ關係が靴屋と家屋との間に存在しなければならぬとふ意味であらう。だが同じ關係とは何を意味するか。交換される對象物の物理的量を意味するとすれば、それが全く無意味であるべきは言ふまでもない。ところが *Albert le Grand* のテキストの中に、交換は各交換者の *indigentia* によつてなされると云ふ思想がある。これと比例的相互互恵の原則が結び付けば、交換の正義に一つの新しい見解が成立する。*Indigentia* がアリストテレスのテキストに現はれてゐた *Xoia* (クレア) に近い語であることは既に述べたが、大體欲望又は利用を意味すると考へてよいであらう。十四世紀の教會法學者 *Langenstein* は *indigentia* の語義を説明して、それは有用なる物の缺乏、又は必要なる物の缺乏を意味する、だから物が買手に對してもつ所の利用の程度即買手が物についてもつ欲望の程度を指すと云つてゐる。もし此 *indigentia* 論から *Albert* の圖を説明するとすれば、家屋  $G$  と交換に與へらるゝ靴の量  $D$  は、大工に對する靴の利用が、靴屋に對する家屋の利用に對してもつ關係と同一でなければならぬと云ふ意味にならう。平易に云へば、大工が靴に對して認める利用と、靴屋が家に對して認める利用が交換の後に於て相等しくなるや

うな交換が公正な交換であつて、其時の價格が公正價格だと云ふことにならう。

聖トーマスの公正價格論は周知の如きものであり、交換に於ける equivalence の原理は、*Opportet igitur ad hoc quod sit justa commutatio ut tanta calceamenta dentur pro uno domo …… quantum aedificator …… excedit coriarium in labore et in expensis* である。即ち公正なる價格を示す交換に於ては、大工は、家屋に含まれてゐる労働及び費用が靴に含まれて労働及び費用の倍數となつてゐるだけの倍數の靴を受取らねばならないと云ふのである。だから聖トーマスに於ける公正價格は費された労働及び費用の均等なる交換の場合の價格であるわけである。

アリストテレースの *contrapassum* の註釋に端を發する公正價格論の或意味で二つの型は、Albert le Grand と聖トーマスによつて確立された。——私は公正價格概念の發展を個人主義に立つ概念から全體主義に立つ概念へと跡づけようとしてゐるのであつて、右の二型の概念の區別は此稿では第二次的な區別でしかない。——即ち心理的な利用を規準とする概念と生産費を基準とする概念とがアリストテレースの交換の正義の解釋から生れて來たわけである。而して此ら二つの型の概念が次第に發展を續けて行つたのであるが、それに加へて、此らの概念が如何なる形で現はれるかについての見解がそれらに結びついて來た。此後の二つの形は大體に於て前の二つの型と其範圍を同うするものとなるのではあるが、概念それ自體と、此ら概念が現はれる姿に關する見解とは區別せられねばならぬ。

二つの概念が現はれる姿に關する見解の一つは、*communis aestimatio* によつて公正價格の表現を見ようとするものである。Antonin de Florence (1389—1455) が説く所がそれである。公正價格は一般的な輿論によつて決定するものである。Antonin のみでなく、中世の教會法學者は好んで輿論によつて公正價格を決定しようとしてゐる。實際上では此決定法が便利であり容易ではあるが、理論上ではそれは不充分であると云はねばならぬ。「理論上、このやうな方法によつて公正なる價格が見出さるべき筈はないであらう。げにや輿論は畢竟個人の判斷の反影に他ならぬのであつて、従つて個人の見解を支配してゐるイデーがあるわけであり、公正價格の眞の標準は此イデーに求められねばならない。加之、輿論は客觀性を帯びてゐなければならぬ。だから輿論と個人の認むる價值とを結ぶ關係を斷ち切らねばならない。故に先づ輿論が立脚するところの物的基礎即ち *leur commune* の客觀的基礎が何であるかを知らねばならない。問題は再び新たに起つて來る。」

そこで教會法學者に現はれて來た逃避の道は、公定價格を以て公正價格となさうとすることであつた。公定せらるゝ價格こそは *communis aestimatio* の最も明確な表現であると考へることであつた<sup>7)</sup>。それこそが公正價格に就いて考へた人々に解決を與へなかつた *arbitraire* を消去する手近な方法であつた。此考へ方に基いて Gilles de Rome (1247—1316) や Gerson (1363—1429) は價格を公定することは王の義務であると説いた。次の一句は Gerson が書いた有名なものである。「公正なる法律によつて、あらゆる種類の商品、動産、不動産、*cens* 等の價格を規定することは可能である。此價格を超えては、賣手は何ものも要求することを許されない

し、買手は何ものも提供することを許されない。賣買契約に於て、約定さるゝ価格は譲り渡された對象物に或意味で等價である。然し人間の低劣な感情や相矛盾する感情が此等價の決定を困難ならしむるが故に、それが賢者 *sage* によつて決定せらるゝを可とする。ところで國家のうちには、立法者よりも卓越した賢者なる者はあり得ない。故にそれぞれの物について、出来るだけ、公正價格を規制することが立法者の仕事となつて来る。公正價格とは、國家の福祉が必要とする程度の制限を加へ又は抑壓を加へねばならぬむら氣があるが故に個人によつて超越されてはならぬ價格である。パンや葡萄酒の價格と同様に、總ての財貨の價格が規制せらるゝことが、神を満足せしむる所以である。かくなさるゝことが、日々賣手と買手との間に起りつゝある無益な争として神に背くやうな紛争を如何ばかり避け得るであらうことか。かやうな紛争は、人々が言葉少く且つ絶對的な表現に於て『一單位の布は價格幾何であり、一單位の小麥も價格幾何である』と云ひ得るとしたら、全然其跡を絶つに至るであらう。欲する者は此價格を支拂ふであらうし、欲せざるものは自ら遠ざかり行くであらう。勿論此方法が其應用の點に於いて著しく困難であらうことを、私は認める。けれどもそれは如何に多くの救世的效果をもつことか。それは善意の人々に平和を齎らす一源泉であらう。』

公定せらるゝ價格が公正價格であるにせよ、公權力が價格を公定するには、據らねばならぬ基礎が無ければならない。而してそれは生産費でなければならぬと云ふ思想が、そこに起つて来る筈である。教會法學者に、此考方の途行を通つて此思想をもつに至つた人は可成り多い。更にまた、此思想から、公權力と雖も價格の公

定に當つては生産費を無視することは出来ぬ、さうだとすれば價格を公定することも無意義である、公正價格は賣買の當事者の間に自然的に成立する價格に他ならないと云ふ考方が出て來ることが出来る。Henri de Lan-genstein が此途を開いて行つた。「物の正常なる價格は公權力によつて定められる。然し此價格は公權力に絶對的に依存するものでは決してない。それは合理的な法則に依存するものであり、就中生産費に依存するものである。」

かやうにして、生産費に依存しつゝ市場に於て自然的に成立する價格こそが公正價格であると云ふ一つの考方が成り立つ。殊に交換者の *indigentia* の等しいときに、公正價格ありとする考方からは、市場に成立する自然的なる價格こそが公正價格であると考へらるゝに至るべきである。勿論自然價格即ち公正價格であると云ふ考方が突如として出て來たのではなくして、*communis aestimatio* を通して考へられてゐることは疑を容れな

50  
かくの如くにして、公定せらるゝ價格こそが公正價格であるとなす思想と、自然價格こそ公正價格であると  
なす思想とが、既に中世に於て存在してゐたわけである。デイドは自然に定まる價格となす觀念は既にアリス  
トテレースのそれであり、公定價格を以て公正價格となす觀念はプラトローのそれであり、二者の對立は既に古代  
希臘に存在したと云つてゐる。「古代から既に、公正價格を定義しようとする二概念が存在してゐた。其一は  
アリストテレースに端を發するものであり、公正價格は市場價格即ち需要供給の法則によつて定まる價格、更

に換言して市場に存在する價格、一言にて表はして *le vrai prix* と名付けらるゝものに他ならないとなす觀念である。此觀念の場合にも、公正價格 *juste prix* なる表現を用ひ得るが、其ときの *juste* の意味は、郵便局員が小包の重量を計量して *juste* であると云ふときの意味と同じである。……此場合には *juste* は何らの道徳判斷を含んでゐない。單に *égalité arithmétique* を示してゐるに止まる。……然るに他の一つの概念はプラトーから來てゐるものである。まことにプラトーによれば、たしかに理性で決定せられる公正價格があるのであつて、それは需要供給の法則によつて定まるものではなく、市場の價格でもない。このことに關するプラトーの一節を引用する。「法を護る者は、有能な人を集めた後、合理的な利潤が商人に生ずる場合の收入と經費が幾何であるかを研究せねばならぬし、商人が經費を支出したと云ふ理由で請求し得るものを書き物によつて定められねばならぬし、そして法を護る者は此規制の應用を一部は *agoranomes* に、一部は *astynomes* に委任せねばならない。此注意をさへすれば、商業は市場の利益となるやうになるであらうし、是を實施する人の徳さへ高潔ならねば不便は少いであらう<sup>10)</sup>」デイドはこのやうに云ふけれども、アリストテレスが現實價格を以て公正價格と考へたか否かは問題である。けれども現實價格を以て公正價格であるとなす考方と、公正價格は政府によつて定められる理想的な價格であるとなす考方とが、公正價格の觀念に存在するは明らかである。公正價格が單に交換する者の間の公正を目指し政府によつて定められると云ふ考方にあつては、私の眼には所詮個人主義的立場に立つ公正價格の理念が採られてゐると映するのである。尤も中世の教會法學者の場合に

は、靜態的な社會と現存の社會秩序、現在の階級秩序の保持のために必要なる賃銀を以て生産費と考べ、これから公正價格が導き出されてゐると解釋せられないこともない。このやうな解釋が與へられるとすれば、中世の教會法學者の公正價格概念が個人主義的正義觀の上に立つてゐるとは云ひ得ないかも知れない。然し此概念も大體に於てアリストテレスの *contrapassum* 論に據つてゐるのであつて、個人主義的基調の上にあると考へらるべきである。

然し市場に於ける需要供給なり、人々の評價なりによつて定まる價格こそが公正價格であると云ふ考へ方になると、一見個人主義的基調の上に立つが如くであり乍ら、其考へ方は實は社會全體觀に裏付けられてゐることとなるのである。だから中世教會法學者のうちに、自然に交換者の間に成立する價格を以て公正價格となす者が現はれて來たことは、アリストテレスに於て、公正價格が個人的正義の立場から規定せられてゐたのが、中世の教會法學者を通過して、次第に全體主義的公正價格のイデオに變化して行つたことを意味する。

- (1) Polier, *L'idée du juste salaire*, pp. 37—8.
- (2) Alfr. de Tarde, *L'idée du juste prix*, p. 26.
- (3) Morand, *op. cit.*, p. 89.
- (4) Garnier, *De l'idée du juste prix*, p. 42.
- (5) Tarde, *L'idée du juste prix*, p. 30.
- (6) Alfred de Tarde, *op. cit.*, p. 32.

- (7) Endemann, op. cit., B. II, S. 38.
- (8) Polier, L'idée du juste salaire, p. 48 より引用す。
- (9) Tarde, op. cit., p. 34.
- (10) Gide, op. cit., p. 9.

#### 四

市場に成立する價格こそが公正價格であると云ふイデオイは、然らざる考へ方と相並んで近世の思想を貫き、重農學派に採られ、古典派によつて發展せしめられ、所謂エコノミストの思想となつた。そして重農學派の以後に於て自然平衡價格即公正價格の考へ方が確立すると共に、その公正のイデオイが一つの社會的全體的基調をもつて來た。それを明らかにするために所謂エコノミストの公正價格概念を明らかにする必要があるが、デイドに從つて、概括的にそれを尋ねる。

「所謂公正價格論に對してエコノミストのなす批評は次の如くである。第一の批判——市場價格論が實在即ちある所のものを示してゐることを否定出來ぬであらう。市場に於ける總ての物の價格は需要供給の法則、買手の欲望によつて成立する。此事實を疑ふ餘地は無い。故に此事實を認め乍ら、それが公正に非ずとか不當であるとかと云ふは、道德的觀點に立つものに他ならぬ。即ちあるべきものを以てある所のものに置き換へんとす

るに他ならない。所でプラトールが法に關する著作の中で、正義を問題にしてゐるし、神學者は聖書の命令をあらゆるものゝ上に置くのは自然であるとしても、それらは何ら經濟的な性質をもたない考である。……あるべき所のものを求むるは科學的研究を妨げる。經濟學は精密科學たらんとしてゐるのであつて、正義を求めめるのではなく、眞を求めてゐる。眞實の價格、唯一つの眞實の價格、従つて唯一つの公正な價格は、賣買當事者の自由な評價から來る價格に他ならない。

「第二の批判。もし公正價格の概念を市場價格のそれよりも高遠なものとして導入するとせば、自由を權力によつて置き換へんとする重大な結果を齎らすであらう。市場價格は市場に於て競争の事實によつて成立するものである。それは、自由に放任せらるゝときに、自働的に成立する價格である。反對に公正價格と名付けらるゝものにあつて、何が公正價格なりやを決定する者は公權力であり、之を決定したる後課し且つ取締る者も公權力である。合理的 (reasonable) な價格の意味に於ける公正價格は *exaction* を必ずや含んでゐる。……故に公正價格は必ずや *prix impose* である。而して公正價格を實際に適用しようとするれば、強制的な途を遙かに深く進まねばならぬ。例へば或財貨が不充分なる量に於て存在するとき、どうなるであらうか。消費者の *rationnement* をなすべきか又は消費者の切符制を採用すべきか。市場價格の働に放任するとき、人は此極端なる方法に赴く必要はない、なぜならば此場合に、商品の不足があるとすれば、價格は上昇すべく、價格が上昇するに従つて、此ら商品を購入人は排除せられ又は其數を減ぜられる。此らの人々の徐々なる消滅は貧しい者にと

つては悲痛であり、またたしかに不平等を増すものではあるにせよ、然し憂ふべき状態に對する眞の救済方法ではある。何となれば需要を減じて、需要と供給との均衡を保持する効果をもつからである。けれども價格を公定し、バランスの秤桿を取去れば、割宛をなすことをなさぬわけには行かぬ。もしさうでないとしたら、此の稀少なる財貨に最も早く走り着く者は、公定された價格を以て此財貨の總てを購ひ盡すであらうし、他の人は何もかも得られぬであらう。これこそは歐洲第一次大戰中パン、砂糖、石炭、ガス等に關して行はれたことであり、ドイツでは消費財の一切、衣服にまで行はれたことである。……戰爭中は一切の公法上の自由は犠牲にされた、だが平和なる時にも、消費者は交換の自由を犠牲にせねばならぬものであらうか。

「第三の批評。公正價格を如何にして決定し得るか。それを決定するを許さしむる標準は如何なるものか。消費者に問へば、答は簡單であり、公正價格とは出来る限り低廉な價格である。……だが最も低廉な價格が果して公正なる價格であるのか。必ずしも然りではない。賣手なり、生産者なり、又は労働者さへの側から見れば、低廉なる價格は彼にとつて最も不公正なる價格である。かつては賣手の側を公正價格について考へたのである。……専門家や産業人に公正價格の定義を問へば、彼らは答へて、公正價格とは生産費であると云ふ。然し公正價格は必ずしも生産費とは結びついてゐない。例へば今、鐵道や電車で子福者の料金割引をなし、生産費より低い料金を支拂はしめる。何故か。これが公正であると考へられるからである。だから公正價格の決定には、消費者の欲望、財産、功績等も考慮されてゐる。」

「……市場價格は絶えず生産費に接近する價格である。市場がノルマルなる場合には、自由價格と市場價格と公正價格との一致がある。勿論市場價格が生産費より大なる場合又は小なる場合等の例外もある。然しかゝる場合は經濟界では寧ろ偶然である。……市場價格及び其變動は去來する波であり、生産費は公正價格の理論的  
水平面である。……但しそれには二條件がある。一は、此價格が自由契約によつて成立せるものなること、二  
は、此價格が自由競争の制度の下に成立するものなることが此條件である。」

古典派の學者の一々の所説を吟味しなくても、彼らの云ふ市場價格の中心點たる自然價格、正常價格は公正價格の背景をもつてゐることは、デイドの記述からも明かになつてくるであらう。而して自然價格が需要供給の法則の上に成立するものであるとせられる以上、公正價格が需要供給の法則の上に成立するものであるとせられてもゐる。此意味に於て、且つ需要供給が社會の需要供給なのであるから、古典派の公正價格は必ずしも個人主義的理念ではないと云ふことが出来る。賣買當事者が互に等價の交換をなすと云ふ域を越えて、社會的な需要と供給の合致に公正價格を求めると云ふことは、一つの全體的社會觀の結果であるとなすことが出来る。

だが公正價格の理念は、更に古典派のそれに一步を進めて、全く全體的社會觀の下に於ける理念とならうとしてゐる。現に吾々が日常經驗してゐる公定價格を見よ。人は買手の側に立つてゐながら、公定價格以上の價格を認めようとしてゐる。買手の欲望なり *indigentia* なりから云へば、公定價格の以上の價格が成立しても公

正價格たり得る。此事實が基くところは、個人の自由契約による價格はもはや公正價格ではなく、全體の社會なり國家なりが自らの存在の立場から考へらる價格こそが公正價格であると云ふことにある。だから此理念は個人主義的理念から全體主義の理念に變化して來たと見ねばならない。例へば吾が消費者の多くは公定價格以上の價格を支拂ふことを欲し乍らも、かやうな價格を支拂ふことは、國家によつて許されない。個々人が公正價格以上の價格を支拂ふことを許されないと云ふことは、公正價格の理念がもはやアリストテレース的なものから、全體主義的なものに變化したと見るほかはない。

(1) Gide, op. cit., pp. 17—19.

(2) Gide, op. cit., pp. 21—2.